第八条の六を次のように改める。

（要間伐森林である旨の通知）

第八条の六　法第十条の十第二項の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した書面を送付してするものとする。

一　通知に係る要間伐森林の所在場所

二　通知に係る要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期

第八条の七を削り、第八条の八を第八条の七とする。

第八条の九中「第十条の十一の二の」を「第十条の十一の二第一項の規定により同項第一号の契約の締結に関する」に改め、同条に次の一項を加える。

2　法第十条の十一の二第一項の規定により同項第二号の契約の締結に関する裁定の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書（二通）を都道府県知事に提出しなければならない。

一　申請者の氏名又は名称及び住所

二　当該申請に係る要間伐森林の森林所有者の氏名又は名称及び住所

三　当該申請に係る要間伐森林の所在及び面積

四　法第十条の十一の四第四項各号（第一号を除く。）に掲げる事項につき希望する内容

五　その他参考となるべき事項

第八条の九を第八条の八とする。

第八条の十の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（裁定の申請の公告）」を付し、同条中「前条の各号」を「法第十条の十一の二第一項第一号の契約の締結に関する裁定の申請にあつては前条第一項各号に掲げる事項とし、法第十条の十一の二第一項第二号の契約の締結に関する裁定の申請にあつては前条第二項各号」に改め、同条を第八条の九とする。

第八条の十一を削り、第八条の十二を第八条の十とする。

第八条の十三第一項中「第十条の十一の五第一項前段の規定による」を「第十条の十一の五第一項の」に、「第十条の十一の四第二項各号」を「第十条の十一の二第一項第一号の契約の締結に関する法第十条の十一の四第一項の裁定にあつては同条第二項各号」に、「書面で」を「書面により、法第十条の十一の二第一項第二号の契約の締結に関する法第十条の十一の四第一項の裁定にあつては同条第四項各号に掲げる事項を記載した書面により、それぞれ」に改め、同条第二項中「第十条の十一の五第一項前段の規定による」を「第十条の十一の五第一項の」に、「第十条の十一の四第二項各号」を「第十条の十一の二第一項第一号の契約の締結に関する法第十条の十一の四第一項の裁定にあつては同条第二項各号」に改め、「つき」の下に「、法第十条の十一の二第一項第二号の契約の締結に関する法第十条の十一の四第一項の裁定にあつては同条第四項各号に掲げる事項につき、それぞれ」を加え、同条第三項中「条例の告示と同一の方法によつて」を「公報その他所定の方法により」に改め、同条を第八条の十一とし、同条の次に次の二条を加える。

（森林所有者を確知することができない場合における裁定の申請）

第八条の十二　法第十条の十一の六第一項の規定により裁定の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書（二通）を都道府県知事に提出しなければならない。

一　申請者の氏名又は名称及び住所

二　当該申請に係る要間伐森林の所在及び面積

三　法第十条の十一の六第二項において読み替えて準用する法第十条の十一の四第四項各号（第一号を除く。）に掲げる事項につき希望する内容

四　その他参考となるべき事項

（森林所有者を確知することができない場合における裁定の通知及び公告）

第八条の十三　法第十条の十一の六第三項の規定による通知は、同条第二項において読み替えて準用する法第十条の十一の四第四項各号に掲げる事項を記載した書面によりしなければならない。

2　法第十条の十一の六第三項の規定による公告は、同条第二項において読み替えて準用する法第十条の十一の四第四項各号に掲げる事項につきしなければならない。

3　前項の公告は、公報その他所定の方法によりするものとする。

第八条の十四の見出し中「許可」を「認可」に改め、同条中「第十条の十一の八第一項」を「第十条の十一の九第一項」に改め、「規定による」を削る。

第八条の十七中「第十条の十一の十二第一項の規定による施業実施協定の変更」を「第十条の十一の十三第一項」に改め、同条を第八条の十九とし、同条の次に次の一条を加える。

（一体として整備することを相当とする森林の面積の基準）

第八条の二十　森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号。以下「令」という。）第三条第一号の農林水産省令で定める基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一　当該森林経営計画の対象とする森林が、地形その他の自然的条件及び林道の開設その他の林業生産の基盤の整備の状況からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる場合　当該森林を含む小流域（造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる流域として地域森林計画において定められている流域をいう。以下同じ。）内に存する森林（令第三条第一号の規定により市町村の長が指定した森林を除く。）の面積の二分の一以上であること。

二　当該森林経営計画の対象とする森林が、森林の経営の実施の状況からみて同一の者により造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる場合　百ヘクタール以上であること。

第八条の十六の見出し中「の明示方法」を「である旨の明示」に改め、同条中「第十条の十一の十二第二項（法第十条の十一の十二第二項」を「第十条の十一の十三第二項」に、「の明示」を「である旨の明示」に、「行う」を「する」に改め、同条を第八条の十八とする。

第八条の十五第一項中「第十条の十一の十第一項（法第十条の十一の十二第二項」を「第十条の十一の十一第一項（法第十条の十一の十三第二項」に、「に掲示すること」を「への掲示」に、「手段」を「方法」に、「行う」を「する」に改め、同条第二項中「第十条の十一の十一第二項（法第十条の十一の十二第二項」を「第十条の十一の十二第二項（法第十条の十一の十三第二項」に改め、同条を第八条の十七とする。

第八条の十四の三中「第十条の十一の八第三項第二号イ」を「第十条の十一の九第三項第二号イ」に改め、同条を第八条の十六とする。

第八条の十四の二中「第十条の十一の八第二項」を「第十条の十一の九第二項」に改め、同条を第八条の十五とする。

第九条の見出し中「森林施業計画」を「森林経営計画」に改め、同条第一項中「森林施業計画の始期」を「森林経営計画の始期（当該森林経営計画に同条第三項に規定する事項を記載し、かつ、当該森林経営計画に係る第十条第五号イに規定する特定森林経営計画がある場合にあつては、当該特定森林経営計画のうちその始期が最も遅いものの終期）」に、「森林施業計画書」を「森林経営計画書」に改める。

第九条の二（見出しを含む。）中「森林施業の実施」を「森林の経営」に改め、同条第一号ロを次のように改める。

ロ　公益的機能別施業森林区域内に存する森林

第九条の二第一号ハを削り、同条第二号中「森林所有者等（法第十条の七に規定する森林所有者等をいう。以下同じ。）」を「森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者」に、「森林施業計画」を「森林経営計画」に、「森林施業の」を「森林の経営の」に改め、「共同化」の下に「及び当該森林経営計画の対象とする森林の周辺の森林所有者又は当該森林経営計画を共同して作成する者の申出に応じて委託を受けて行う森林の経営」を加え、同条に次の二号を加える。

三　当該森林経営計画の対象とする森林が第八条の二十第一号に掲げる場合に該当しない場合にあつては、当該森林を含む小流域内に存する森林の森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者の申出に応じて行う森林の経営に関する長期の方針